がんばる企業を応援します。 三重県信用保証協会



保証をご存じですか?

安心してください!

新型コロナウイルス感染症関連保証に係る 借入金を借り換えできますよ

金融機関及び認定経営革新等支援機関と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けることが可能です



がんばる企業を応援します

おかげさまで三重県信用保証協会は75周年を迎えました

【ご注意】

- *保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご要望に添えないこともあります。
- *金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。
- *反社会的勢力とは取引いたしません。



経営力強化保証の概要

保証限度額	2億8,000万円
保証期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 ※ 据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内とする
対象資金	事業計画の実施に必要な資金 経営安定関連保証(5号)を利用した場合は、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る ◆ 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金とは以下のものとする ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資) ・ 伴走支援型特別保証制度 ・ 経営安定関連保証4号(新型コロナウイルス感染症に限る) ・ 危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に限る) ・ 経営安定関連保証5号(新型コロナウイルス感染症に限る)
保証料率	一般扱いの場合 カテゴリー 1 2 3 4 5 6 7 8 9 保証料率 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 0.45 ※ 一般保証の保証料率よりも0.15~0.20%引き下げております(財務諸表なしもしくは貸借対照表未作成及びカテゴリー9は除く)財務諸表なしもしくは貸借対照表を作成していない方は、1.15%が適用されます 経営安定関連保証5号扱いの場合 カテゴリー 1 2 3 4 5 6 7 8 9 保証料率 0.68
保証 人	必要に応じて徴求する ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
添付書類	 事業行動計画書 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (経営安定関連保証5号を利用する場合)中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

本 店

〒514-0003 津市桜橋3丁目399番地 **TEL 059-229-6014**

FAX 059-229-6344





四日市支店

〒510-0085 四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル5階

TEL 059-353-9161

FAX 059-354-2046

三重県信用保証協会